

## 特記事項

- ・当センターは、認可外保育事業について、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定申請を行う予定です。
- ・当センターが認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当センターの採用条件の一つとして特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※なお、こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適な行為を行ったことが判明した場合は、採用されないこともあります。

### ＜問合せ・申込書提出先＞

#### 久留米市男女平等推進センター

〒830-0037 久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米内

TEL : 0942-30-7800 FAX : 0942-30-7811

Email : [danjo-c@city.kurume.lg.jp](mailto:danjo-c@city.kurume.lg.jp)

